

全中連ニュース

○編集・発行／一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会
○TEL03(5651)7301 FAX03(6262)7494

○〒103-0015 東京都中央区日本橋3-14-1 新々会館 9階
○ホームページ<<https://zenchuren-group.jp>>

国保未納や医療費不払いの外国人 在留審査厳格化へ

政府は経済財政運営と改革の基本方針「骨太の方針2025」を閣議決定し、外国人の社会保険料未納情報等を厚生労働省と出入国在留管理庁（入管庁）が連携して在留審査に活用することを盛り込みました。

政府は国民健康保険料（国保）の情報連携を実施する方針で、一定期間の保険料滞納や医療費の不払いがある場合は在留審査を厳格化して、在留期間の更新や変更を認めない措置を導入し、保険料納付率と医療費未払いの改善を図るとしました。厚生労働省と入管庁が情報を管理できるようシステム改修を進め、令和9年6月までの運営を目指します。

社会保険料のうち国保は、在留期間が3か月超の中長期在留者で、勤務先の健康保険組合に加入しない外国人や留学生を対象としており、令和5年度の加入数は97万人、全体の4%を占めています。

入管庁の現行システムでは外国人の国保保険料の滞納状況を一元的に把握することはできず、特定技能など一部の在留資格に限り在留審査の際に納付証明書の提出を求め、滞納が解消されない場合は期間更新を認めない運用をしています。

政府は対応を強化するため、市町村国保が一定の保険料滞納がある在留外国人の情報をデジタル庁の「公共サービスメッシュ」に登録し、入管庁が共有するシステムに改修して、更新不許可と再入国、留学や家族滞在など、在留資格の審査全般に広げる方針です。

日本人と外国人を区別した国保納付率の全国的なデータはありませんが、外国人の納付率を把握している全国約150の自治体を対象にした調査では、令和6年末の時点で全体の納付率93%に対し、外国人の納付率は63%でした。

外国人患者を受け入れた医療機関に対する令和5年度の調査では、未払い金があったとする医療機関は65.3%。このうち外国人の未払い金は29.3%で、未払い金全体に占める外国人の金額は1.4%でした。

なお、永住者については令和6年6月に成立し、2年以内に施行される改正入管難民法により故意に税や社会保険料を納めなかった場合、永住許可を取り消す規定が新設されています。

建設分野の1号特定技能外国人受入企業の皆さんへ

FITSによる巡回指導への協力は受入企業の義務です

- ・1号特定技能外国人を受入れる企業には適正就労監理機関である一般財団法人国際建設技能振興機構（FITS）による巡回指導等に必要な協力を行うことが義務付けられています。
- ・この巡回指導は1号特定技能外国人が安心して働ける環境づくりを目的とした制度の一貫です。
- ・適正な就労環境を確保するため、協力を行わない企業は重点的指導の対象になります。



講習会開催 粉じん・石綿特別・石綿調査者

労務安全並びに安全衛生に関する啓発・教育の一環として、粉じん作業特別教育と石綿取扱い作業従事者特別教育、建築物石綿含有建材調査者講習（一般）が北陸建設業協会と建設人材支援機構の共催により、石川県地場産業振興センター（金沢市）において実施しました。

■粉じん作業特別教育

開催日：令和7年6月11日（水）

- ・粉じんが発生する作業に従事する者は必ず受けなければならない講習です。

■石綿取扱い作業従事者特別教育

開催日：令和7年6月17日（火）

- ・石綿等が使用されている建築物の解体等を行うときはこの特別教育の修了者を就かせることが義務付けられています。

■建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

開催日：令和7年6月23日（月）～24日（火）

- ・建築物の解体または改修を行う際は、石綿等使用有無について建築物石綿含有建材調査者による事前調査が義務付けられています。



JAC 第10回定時総会開催される

建設技能人材機構（JAC）の第10回定時総会が6月16日（月）に開催され、令和6年度決算と役員の選任などについて決議が行われました。

令和7年度の事業計画では、令和9年度に予定されている育成就労制度施行に伴う特定技能制度の一体的運用を見据えて、特定技能外国人が中長期的に活躍できるスキルアップ支援、ならびにキャリアパスの構築支援を図るため、各種事業等について更なる充実強化に取り組むとしています。



日行連 令和7年度定時総会開催される

6月19日（木）から20日（金）にかけて、日本行政書士会連合会（日行連）の定時総会が開催され、役員の任期満了に伴う新役員が決まりました。

総会後の懇親会では、衆参本会議においてそれぞれ可決・成立した「行政書士法の一部を改正する法律」の成立について経緯報告が行われました。「特定行政書士の業務範囲の拡大」「業務の制限規定の趣旨の明確化」「両罰規定の整備」など、近時の行政書士制度を取り巻く状況の変化を踏まえた5点が改正され、令和8年1月1日から施行されます。



労働災害 土木工事業が重大化 労働損失日数590日

厚生労働省が発表した2024年度の労働災害動向調査結果によると、事業所規模100人以上の企業における労働災害状況は、災害発生頻度を示す度数率が2.10（前年比0.4ポイント減）、災害の重篤度を示す強度率が0.09（変化なし）、死傷者1人当たりの平均労働損失日数が43.5日（同3.5日増）となりました。

このうち総合工事業を除く建設業は度数率が0.81、強度率が0.03、労働損失日数が31.5日と全体平均を下回っていますが、総合工事業では度数率が1.91、強度率が0.57、労働損失日数が296.6日となり、他の産業と比べて災害の深刻さが際立っています。

職別工事業は度数率が1.65、強度率が0.06、労働損失日数が35.4日。設備工事業は度数率が0.69、強度率が0.02、労働損失日数が30.2日でした。

総合工事業における労働災害の状況をみると、前年比で度数率が0.22ポイント上昇、強度率が0.28ポイント上昇、労働損失日数が122.4日増となり、いずれもこの1年で大きく悪化しています。

工事の種類別にみると、土木工事業の度数率は2.02、強度率は1.19、労働損失日数は590.3日。建築工事業の度数率は1.88、強度率は0.39、労働損失日数は207.0日で、土木工事業の災害がより重大化していることがわかります。

25年版国土交通白書 建設業の担い手不足深刻

国土交通省は2025年版「国土交通白書」を発表しました。建設業が直面している課題として、時間外労働の上限規制により労働時間は削減されたものの、サービスの供給維持と存続が危ぶまれる状況に陥っていることを指摘しており、他産業と比べて年間平均労働時間が高水準であることなどを課題としています。

さらに、建設技術者や技能労働者の需給ギャップは今後も拡大し、5年後、10年後も解消されない可能性があるとししました。その一方で、生産性の向上を図ることで労働需要が減り、需給ギャップが解消するとの見方も示しています。

建設技能労働者不足への対応として、複数の異なる作業を連続して実施できる多能工の育成・活用を推進するとしています。需給ギャップ解消の鍵となる生産性向上ではインフラの建設・維持管理にDX技術を活用し、例えば、漏水調査などに人工衛星やAIを用いて調査の効率化を図ります。

また建設施工では、遠隔・自動化を進め、オフィスで建設機械を操縦することを可能とします。その一方で小規模な建設現場では、短い施工期間に複数の職種による作業が重なり、大規模現場と同様のDX技術を導入したとしてもメリットを得られにくい状況にあることから自動化ではなく、導入しやすい省人化・省力化技術や電気工具の開発・普及を目指します。

国民を対象とした意識調査では、インフラサービスの水準低下に対する懸念として「メンテナンス不足で水道の断水・漏水が発生する」「道路や歩道の補修が間に合わない」などの回答が多く、さらに「サービス提供を維持するためには多少の値上げはやむを得ない」との回答が4割に達するなど、インフラの老朽化に対する懸念が高まっています。

これらの課題解決に向け、同省ではサービスの供給方法の見直しや合理化を推進し、広域・複数・多分野のインフラを「群」として捉える「地域インフラ群再生戦略マネジメント」を取り入れ、「自治体」「事業者」「技術者」が一体となって地域のインフラ機能を維持する体制を構築する方針です。

外国人技能者支援事業ご利用の皆様へ

当会の外国人技能者支援事業をご利用いただいている方からのお問い合わせの多くは、外国人受入負担金（受入負担金）に関することです。受入負担金は国土交通省の外国人就労管理システムに登録した1号特定技能外国人の就労開始日より発生し、受入企業は月額12,500円（一人）を建設技能人材機構（JAC）に納めることとなっています。当会はその収納代行を行っており、該当月の2か月後に口座振替（例：1月分の受入負担金は3月に口座振替）いたします。

1号特定技能外国人が退職した場合

1号特定技能外国人が退職したときは、外国人就労管理システムに退職報告の手続きをする必要があります。早急にこの手続きを行わないと退職後も受入負担金の請求が続きますので、退職後は速やかな手続きをしてください。

全中連を退会する場合

1号特定技能外国人の雇用が0人となり今後雇入れすることがないときなどは、当会の退会手続きをすることができます。退会に際して提出していただく退会届（書式 第3-2-(2)号）は、当会ホームページ「各種届出書」の頁下部に掲載していますので、ダウンロードして記入、押印の上、事務局に郵送にてお送りください（メール、FAXでの受付はしていません）。

また、国土交通省の外国人就労管理システムに提出済の計画申請の取消しをする必要があります。詳しくは全中連事務局（TEL.03-5651-7301）にお問合わせください。

留意事項【退会後の受入負担金】

2月分の受入負担金は4月に、3月分の受入負担金は5月に口座振替されるため、退会後に負担金の請求が発生します。退会後であっても負担金が発生した場合は請求いたしますので、必ずお支払いください。

外国人就労管理システムの確認・お問合わせ先

◆外国人就労管理システムのよくある質問とその対応方法について

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001484149.pdf

◆システムの操作マニュアル(基本操作編)

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001481465.pdf

◆システムの操作マニュアル(受入計画関係)

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001481466.pdf

◆ヘルプデスク（建設分野の特定技能制度全般について：JAC）

TEL.0120-220-353（平日9：00～17：30/土日祝休）

※自動音声による受付です。お問合せ内容に応じて[ダイヤルキー]と[#]を押してください。

●主なお問合わせ番号

①特定技能外国人制度の変更点について → [0][#]をプッシュしてください。

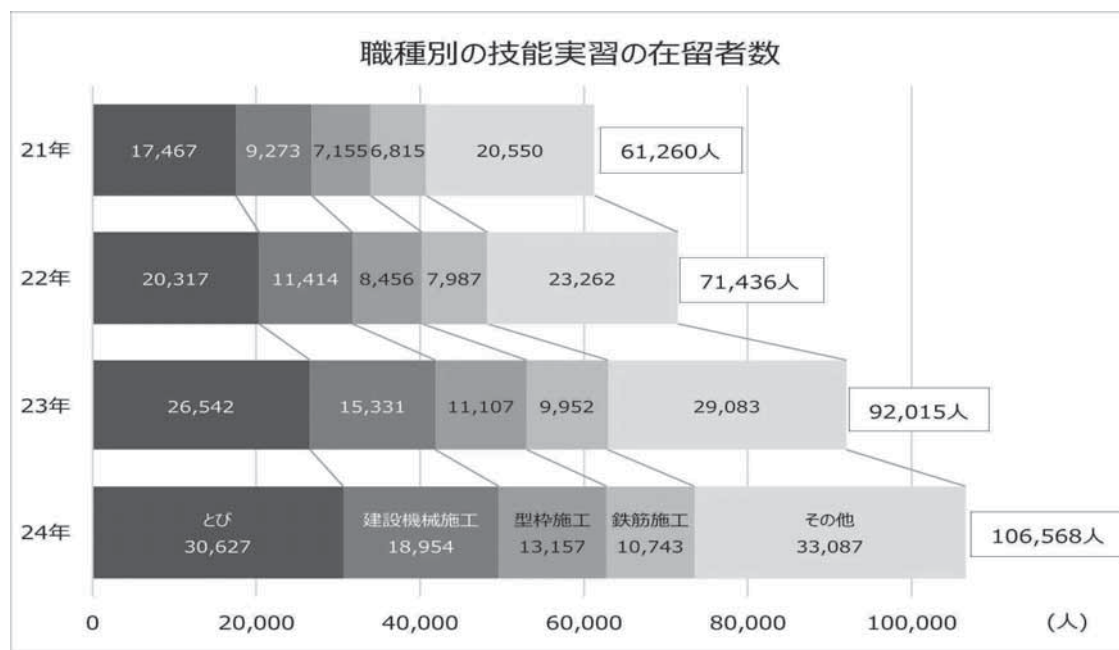
②外国人就労管理システムの操作方法について → [1][#]をプッシュしてください。

③建設分野特定技能評価試験について → [2][#]をプッシュしてください。

④特定技能外国人が就労可能な職種と業務について → [5][#]をプッシュしてください。

※お問合せ内容により、携帯電話番号宛にショートメッセージサービスによる案内を行う場合がありますが、メッセージの受信料はかかりません。

技能実習生10万人超え 建設分野は前年比15.8%増



出入国在留管理庁によると、2024年末時点で建設関係の22職種33作業で働く技能実習生の在留者数は前年比15.8%増の10万6568人となり、集計開始から初めて10万人を超えました。

在留者数が最も多いのは「とび」で、15.4%増の3万627人。次いで「建設機械施工」で、23.6%増の1万8954人です。「とび」と「建設機械施工」で全体の46.5%と半数近くを占めています。急増した建設機械施工の内訳は、掘削が1万3004人、締固めが4673人、積み込みが878人、押土・整地が399人となっています。

伸び率が最も高かったのは「築炉」で、40.4%増の344人でした。「配管」も増加しており、建築配管が20.0%増の3363人、プラント配管が26.8%増の955人となっています。

建築大工は、技能実習生の集計を始めた21年から3年連続で増えましたが、近年の全体に占める割合は3年連続で減少しています。21年末時点は3471人で全体の5.7%を占めていましたが、24年末時点では4519人で、1.5ポイント減の4.2%でした。

全産業の総数は12.9%増の45万6595人で、建設関係の他、農業、漁業、繊維・衣服、機械・金属、食品製造などすべての職種で増加しています。

国際貢献を目的とする技能実習制度に代わり、27年度から育成就労制度が始まります。育成就労制度では、人材確保と人材育成が目的となるため、今後の在留者数はさらなる増加が見込まれるとしています。

CCUS アプリ「建キャリア」で資格者証の携行不要に

建設キャリアアップシステム（CCUS）の公式スマホアプリ「建キャリア」に技能者の資格をスマホで確認出来る新機能が追加されました。

今回のアップデートで、特別教育、職長教育、安全衛生責任者教育、登録基幹技術者などの資格情報もアプリ上で表示可能となり、従来の資格証を持ち歩かなくても、現場での提示に代用できるようになりました。今後は労働安全衛生法に基づく免許など、法令上の携行義務がある資格についても、アプリ表示での代替を目指し、調整が進められます。

施主さん・元請さんに迷惑をかけないための 総合補償制度

全中連トータルサポートプラン

建設工事28職種（解体業を除く）が加入できる「全中連トータルサポートプラン」は、現場において発生するさまざまな事故・災害への補償を行うとともに、事業所の経営安定をサポートする保険です。

補償内容は、①第三者賠償補償サポート、②工事補償サポート、③傷害補償サポート（事業者用・一人親方用の2種類）から構成されており、この中から必要な補償を選択して利用することができます。また、全中連ならではのスケールメリットを適用した割安な保険料となっていますので、さまざまなリスク回避と事業の安定を図る上でも必要な補償制度として、多くの会員事業者の皆様にご利用されています。

選べる3つのサポート

第三者賠償補償サポート＜請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・施設所有管理者賠償責任保険＞

基本補償	工事中の事故(資材の落下で通行人がけがをした、誤って壁に穴をあけてしまった等)のみならず、引き渡し後の事故(家の壁が崩れて隣家を損壊した、配管の施工不良による水漏れで家具が汚損した等)や、現場の資材置き場に子供が立ち入ってケガをした等について補償します。
自動補償	「支給財物の損壊に対する補償」と「作業対象物の損壊に対する補償」が自動セットされています。
保険金額	1事故あたりの支払限度額は「1億円」と「3億円」の2プラン(自己負担額3万円)
オプション	「リース・レンタル財物損害補償」と「生産物・仕事の目的物の村会に対する補償」が追加できます。

工事補償サポート＜1年間の全ての工事をまとめて補償＞

(1) 火災、台風、作業ミス等()自然災害・人的災害、偶然な事故により工事対象物に生じた損害を補償します。
(2) 工事現場における荷下ろし開始から引渡しまでの不測かつ突発的な事故による損害を補償します。
(3) 工事の目的物、目的物に付随する仮工事の目的物、配線・配管・設備等の工事中用仮設物、工事中用仮設建設物及び収容されている什器・備品・工事中用材料・工事中用仮設材について補償します。
(4) 工事中用材料、工事中用仮設材は資材置場等から工事現場までのお客様による運送中も補償します。

障害補償サポート＜事業者用プラント一人親方用プランがあります＞

(1) 業務中にケガ等を負った場合、貴社が災害補償規程に等に基づいて支出する補償金や臨時に発生する費用に対して、政府労災の認定に関係なくお支払いします。
(2) 補償の対象となる方 ＜事業者用プラン＞役員・個人事業主・正規従業員・臨時雇従業員（アルバイト）、下請負人及びその構成員（派遣社員は含みません）。親族が従業員である場合も含みます。 ※経営審査事項(W1)で15ポイントの加点が可能です。 ＜一人親方プラン＞一人親方の事業者、正規従業員が同居の親族のみの事業者。

中途加入随時受付け中

- 全中連では、トータルサポートプランの中途加入を随時受付けています（申込み締切り：毎月15日）。
- 申込み・お問い合わせについては、事務局（TEL 03-5651-7301）までご連絡ください。
- 詳しくは、ホームページ＜zenchuren-group.jp＞掲載のパンフレットをご覧ください。

万が一の時の安心のために!!

病気・ケガによる就業不能中の月々の所得を補償

所得補償サポートプラン

所得補償サポートプランは、病気やケガで働けなくなったときに月々の所得を補償する制度で、業務中・業務外を問わず24時間補償します。所得補償保険金額（月額）は10万円・20万円・30万円から選ぶことができます。また、保険料は現場従事者と一般事務従事者の2つのコースに分かれており、事業主・従業員みなさんが加入できる補償制度となっていますので、事業所の福利厚生にお役立てください。

■全中連所得補償サポートプランの特長

1. 全中連のスケールメリットを活かしたお得な保険料を実現！
2. 病気・ケガで入院、医師の指示による自宅療養中の月々の所得を補償！
3. 24時間、国内・国外、業務中・業務外いつでも補償！
4. 最長1年間の長期保証！長期の継続も可能！
5. 加入時の医師の審査は不要！

■制度の概要

1. 保険の対象となる方が保険期間中に病気またはケガにより就業不能となった場合に保険金をお支払いします。
2. 保険の対象となる方は、役員、個人事業主、一人親方、正規従業員・臨時雇用従業員、外国人労働者の方々と、満15歳から満69歳の方が加入できます。
3. 職種（現場従事者・一般事務従事者）により保険料が異なります。
4. 病気やケガで就業不能のときに受取る所得補償保険金額は3コース（Aコース月額10万円、Bコース月額20万円、Cコース月額30万円）から選択できます。

■保険料例 <被保険者1名あたり/年額>

コース名	所得補償保険金額	30歳	40歳	50歳
現場従事者	1か月10万円	15,140円	23,500円	32,570円
	1か月20万円	30,280円	47,000円	65,140円
	1か月30万円	45,420円	70,500円	97,710円
一般事務従事者	1か月10万円	11,200円	17,430円	24,130円
	1か月20万円	22,400円	34,860円	48,260円
	1か月30万円	33,600円	52,290円	72,390円

■ご加入について

1. 保険期間は8月1日（午後4時）～翌年8月1日（午後4時）までです。
2. 8月1日以降も、いつでも中途加入できます。
3. 毎月1日までの受付。翌月1日から補償開始（保険期間は翌年8月1日午後4時まで）です。

■お問い合わせについて

- ・事務局（TEL03-5651-7301）までご連絡ください。
- ・詳しくは、ホームページ<zenchuren-group.jp>掲載のパンフレットをご覧ください。



JAC受入支援サービスのご紹介 Series.3

建設技能人材機構（JAC）では外国人の方々が建設業界で活躍できるよう、各種の支援サービスを行っていますので紹介します。

無料 オンライン個別相談会

JACでは、特定技能外国人を受け入れたい企業や、すでに受け入れている企業の事情にあわせた個別相談を実施しています。各種手続きの方法などについて、Zoomを使用してのオンライン相談(不定期)は下記の申込フォームからご希望の日時を選んで予約してください。

予約システム申込みフォーム

- ・ <<https://jac-skill.or.jp/system/meeting.php>>より「個別相談会ご予約システム」にご希望の日時を選んで予約してください。

相談の事例

- ・ 技能実習生をこれからも働いてもらうにはどうすればよいのか
- ・ 建設業以外の技能実習修了者を特定技能として働いてもらうにはどの試験を受ければよいのか
- ・ 当社にいる外国人を特定技能にしたいが、何から始めたらいいか知りたい
- ・ 受け入れている外国人と問題が起きたので、解決のアドバイスがほしい
- ・ 外国人が退職・転職することになったので、手続き方法を教えてほしい

※相談会の内容は厳守されます。

お問合せ・サポートの連絡先

- ・ フリーダイヤル：0120-220-353（平日9:00～17:00 土日祝：休）

無料 日本人従業員向け「外国人共生講座」2025

JACでは、日本人従業員向け「外国人共生講座」を開催しています。外国人を受け入れる環境で文化の違いによるすれ違いや誤解などについて、就労現場で起こる事例を取り上げながら、日本人と外国人従業員双方にとって働きやすい職場環境作りとして「やさしい日本語」「生活/交通指導」などをテーマに、Microsoft Teamsによるオンラインセミナーを実施しています。

開催日程

- ・ <<https://jac-skill.or.jp/coexist-course/>>より開催日と口座を確認の上、予約してください。

時間・定員 各回14:00～15:00（定員：各講習1,000名）

お問合せ先

- ・ 株式会社 BREXA CrossBorder 【この講座はJACが（株）BREXA CrossBorderに委託しています】
担当：三浦/090-3150-0562 / e-mail: yu-miura@brexa.com
小川/080-7079-6778 / e-mail: sa-ogawa@brexa.com

※この講座は日本人向けの講座です。外国人向け講座とは異なりますのでご注意ください。

事務所移転のご案内

9月29日(月)、下記住所に移転いたします。

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-11-2 Hi-gs 日本橋 5F
電話 03-5651-7301・FAX 03-6262-7494 は変わりません。